

一級河川旭川水系旭川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

令和3年4月19日

中国地方整備局長 小平 卓

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- ①小型船舶（F R P製）1隻
- ②小型船舶（F R P製）1隻
- ③小型船舶（F R P製）1隻

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 保管した工作物の放置されていた場所

- ①岡山県岡山市北区玉柏地先
- ②岡山県岡山市北区玉柏地先
- ③岡山県岡山市北区中原地先

(2) 当該工作物を除却した日時

- ①令和3年3月2日11時
- ②令和3年3月2日14時
- ③令和3年3月2日9時

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日時

- ①令和3年3月2日12時
- ②令和3年3月2日15時
- ③令和3年3月2日12時

(2) 保管の場所 岡山県岡山市中区四御神地先
国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
大原排水機場

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5 問い合わせ先 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 占用調整課 電話086-223-5193

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき除却した工作物について、同条第4項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第5項の規定に基づき公示する。

令和3年4月19日

中国地方整備局長 小平 卓

1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- ①小型船舶（木製）1隻

2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時

(1) 保管した工作物の放置されていた場所

- ①岡山県倉敷市酒津地先

(2) 当該工作物を除却した日時

- ①令和3年1月25日15時

3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 当該工作物の保管を始めた日時

- ①令和3年1月30日9時

(2) 保管の場所 岡山県倉敷市酒津地先

4 その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第9項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。

5 問い合わせ先 岡山県岡山市北区鹿田町二丁目4番36号 国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所 占用調整課 電話086-223-5193

公 告

認 品

少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

保険業法第272条の5第10項、保険業法施行令第38条の7第3項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第1項の規定により、次の各号のとおり公示する。

1. 商号 ライフエイド大森株式会社（旧商号 ライフエイド少額短期保険株式会社）
2. 本店の所在地 東京都品川区南大井六丁目16番16号鈴中ビル大森3階
3. 代表者の氏名 高橋 浩司
4. 取戻しをしようとする供託金の額 15,000,000円

5. 上記少額短期保険業者であった者に係る供託金につき保険業法第272条の5第6項の権利を有する者は、令和3年10月20日までに少額短期保険業者供託金規則別紙様式第4号により作成した申出書に当該権利を有することを証する書面を添えて北海道財務局理財部金融監督第一課に提出されたい。

6. 前号の期間内に同号の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

令和3年4月19日

北海道財務局長 谷口 真司

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月19日

北海道開発局長 倉内 公嘉

- 1 処分をした年月日 令和3年3月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 D C M ホーマック株式会社 石黒 靖規 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号 國土交通大臣許可（般-28、1）第24030号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和3年3月17日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

令和3年（家）第20024号

群馬県安中市中宿1丁目6番29号
申立人 戸塚 幸子

本籍群馬県安中市中宿1丁目484番地1、最後の住所群馬県高崎市田町65番地3、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日令和2年8月25日、出生の場所群馬県多野郡吉井町、出生年月日昭和35年10月20日、職業宝飾デザイン業

被相続人 戸塚 茂良

事務所群馬県高崎市鶴見町1番地1 丸三高崎ビル3-E

相続財産管理人 弁護士 神山 高俊
前橋家庭裁判所高崎支部

令和3年（家）第80033号

兵庫県姫路市花田町加納原田768-1 フレシールメゾンA棟101号

申立人 株式会社清輝

本籍埼玉県さいたま市見沼区大字南中野677番地34、最後の住所埼玉県さいたま市見沼区大字南中野677番地34、死亡の場所埼玉県さいたま市大宮区、死亡年月日令和2年3月8日、出生の場所北海道千歳郡千歳町、出生年月日昭和30年3月11日、職業会社役員

被相続人 権田由紀雄

事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町2-10シンティ大宮ビル2階弁護士法人つかさ総合法律事務所

相続財産管理人 弁護士 竹内 浩
さいたま家庭裁判所

令和3年（家）第113号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍東京都板橋区富士見町29番地、最後の住所埼玉県吉川市美南1丁目6番地6ダイアパレス吉川駅みなみ 209号、死亡の場所埼玉県吉川市、死亡年月日令和元年11月27日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和38年8月8日、職業不明

被相続人 藤野 一嘉

事務所埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目11番35号吾山ビルⅡ3階 篠崎法律事務所

相続財産管理人 弁護士 篠崎 淳
さいたま家庭裁判所越谷支部